

市開発区域の整備及び開発を推進する必要があり、また、このための経費は、膨大な額にのぼりますが、関係地方公共団体の財政負担も増大するものと予想されますので、これら区域の建設計画の円滑な実現をはかるためには、首都圏及び近畿圏の場合に準する財政上の特別措置を講ずる必要があるのです。

これが本法律案を提案した理由であります。次に、この法律案の内容について御説明申し上
ます。

第一は、特別の地方債の許可とその利子補給に

ついてであります。国は、関係県に対して、中部

図建設画に基づく国の直轄事業または国庫補助事業、主に道路、港湾等の基幹的な施設の整備

事業で住宅、道路、港湾等の基幹的な施設の整備にかかる事業に要する経費について、当該県の通

常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして地方債の償額発行を許可するものとする

し、その利子支払い額の一部について当該県の財

政力を勘案して一定の基準により補給することと

いたしました。

第一は、国の負担割合の特例についてあります。中部開拓設計画に基づいて行なわれる国の直

輔事業または国庫補助事業で住宅、道路、下水

道、教育施設及び厚生施設等の基幹的な施設の整備

備にかかる事業は要する経費は、いわゆる市町村の負担額が標準的な負担額をこえる場合に、これ

ら経費にかかる国の負担割合を、当該市町村の財

政力を勘案して引き上げること」といたしておりま

以上が首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の概

備のための国の財政上の特別措置に関する法律

一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨で
ある。

何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御可決あら
ります。

んことをお願い申し上げます。

○菅委員長 質疑を行ないます。

案されました本法案につ
部並びに自治省にお伺い
部長が建設大臣でござ
尋ねしたい分につきまし
していただきますので、
思います。

小林次長にお伺いしたい
開発整備法が制定されま
すが、その間今日まで地
はどのよう進められて
説明を願いたいと思いま
ります。

に中部圏開発整備法がで
中部圏の都市整備区域、
域の整備等に関する法律
の法律に基づきまして
の開発整備の基本計画と
う作業でございますが、
定をいたしたわけであり
市整備区域、都市開発区
に関する法律を施行いた
区域、都市開発区域及び
がござりますので、同年
指定を終わったわけであ
、これらの区域につきま
要がございます。これは
作成し、内閣総理大臣の
なっておりますが、これで
備区域及び都市開発区域
がござりますので、四十六年度に
承認を得ております。今
ましては、保全区域の整
それから基本開発整備計
部開発区域の建設計画を
しましては、四十六年度に
業計画を明年度決定いた
整備計画の決定をいたし

○古屋委員 ただいま整備開発区域について計画がされておるという話でございますが、保全区域につきましては、整備計画を四十五年度中につくるということでござりますが、先般根本長官の意向が出ておるのであります。いまのお話では、四十五年度中に整備計画をつくつて、そして予算化するのはいつであるかというような見通しについては、若干触れていなかつたようでございます。その点もう一度お話しを願いたいと思います。

○小林政府委員 中部圏の保全区域と申しますのは、今まで都市開発区域につきましては、首都圏、近畿圏の前例がございますので、これを参考といたしまして作業いたしましたので、比較的早くできたわけでございますが、中部圏保全区域と申しますのは、単に中部圏だけではなく、全国民のためにこれを保全し開発する必要があるといふ区域でございまして、これの開発保全の方針なり方法といふものが確立されておりませんので、これにつきまして四十五年度中に成案を得、必要があればこれに所要の制度的措置等を四十六年度の予算において実施をしたいと考えております。

○古屋委員 それでは都市整備区域と開発区域と保全区域の指定が一昨年の秋に行なわれたのであります。特にたとえば一部北陸地帶にはそういう御調査等もされておりますが、現在の経済情勢、社会情勢から見て、変更、手直しをする必要があるものがあるのでなからうかと思うのであります。特にたとえば一部北陸地帶にはそういういろいろな状況も聞いておりますし、あるいはその他におきましても、市の区域において特定の、旧町村と申しますか、一市のうちそういうものが指定になり、他が抜けておるというようなものもござります。

○小林政府委員 きましては、一
ますので、早急 ではないと考え
手直しをする必
たいと思います。
○古屋委員 も
が、中部圏内の
港湾というものは
干上になつてお
の他生活環境施
設といふような
ますが、四十一
それに最近の状
だきたいという
す。
○小林政府委員 早急に調製いた
います。
○古屋委員 次
が、財政局長、
地方債の額ある
見込みについて
○長野政府委員 度の対象事業の
でござります。
んでおりまして
別地方債は三十一
億円、市町村の
る国庫補助率の
になつております
翌年度交付でござ
ことではござい
○古屋委員 そ
ますので、これ

都市開発区域等の区域指定についても、そういうような区域指定の変ついての考え方について御答弁をします。

う一度中部圏にお伺いいたします

産業基盤施設、たとえば道路とか

先般の話でも、全国平均より若干

が、しかし、上下水道とかそ

設につきましては、平均以下であ

現況の資料をいただいたのであり

年までの資料であります。ひとつ

況をつけ加えた資料を配つていた

ことをあわせ要望いたしておきま

要がありますれば、再検討いたし

ます。

御希望の資料につきましては、

しまして、御提出いたしたいと思

に、自治省にお伺いをいたします

この法律による四十四年度の特別

いは市町村の補助のかさ上げ額の

お話し願いたい。

関係県におきます昭和四十四年

事業費の総額は約四百三十三億円

、県の負担額は百三十五億円を見込

、これに対しまして法律による特

億円でございます。それから市町

は、事業費その他総額で百七十三

ざいますので、ことし直接とい

ません。

これに関連してお伺いしたいと思い

ます。中部圏のほうにお願いいたしま

すが、中部圏基本開発整備計画の目標年次が六十一年度であるということを聞いておりますが、その資金量はどの辺を考えておられますか。最近の見通しについてお伺いをいたします。

○小林政府委員 新全國総合開発計画におきまして、昭和六十年までの政府固定資本形成の累積が百三兆ないし百七十兆を見込んでおります。このうち中部圏に振り向けるだろうと予想されますのは、大体二十五兆から三十兆程度にならうかと思います。われわれが昭和六十年までにこの基本計画の実施に必要な投資額は、大体それに近い数字にならうかと考えております。なお、今回問題になりました都市整備区域、都市開発区域の建設に盛られております事業を昭和五十五年まで遂行いたしましたには、大体九兆七千億程度が必要ではないかと考えております。

○古屋委員 それで今度は一つ政務次官にお伺いしたいでございますが、中部圏の基本開発整備計画の目標年次が昭和六十年度と聞いております

が、財政上のこの法案による特別措置を昭和五十年度までにしてあるのであります。その理由についてお伺いをいたしたいと思うのであります。

そう申しますのは、結局ほかの首都圏あるいは近畿圏は昭和四十一年度から昭和五十年度までとなつておりますが、中部圏はあとから、これから入るわけであります。そうすると、財政措置を受け

る期間が首都圏、近畿圏に比べまして短くなるというふうに感ずるのであります。この点は、前国会におきましても、当時の大石委員から質問がございましたして、それによりますと、「プロック的根性を出し過ぎて申しわけないのであるが、そこらは均等の適用が受けられなければならない」というふうに感じますので、そういう五十年度の時点では、さらに、中部圏の場合は六十年度という問題もあるわけであります。それは是正されるんだ、五十年度のところは五十年度へいって延長されるんだということ

は、いま確約していただけるものだと思うが、」その点をはつきりしてもらいたい、こういう御質問が當時の大石委員からございましたが、この点はいまもそのとおりにお考へで、確約をしていた

だけるものかどうか、お尋ねいたします。

○大石政府委員 中部圏の開発計画というのを聞きまして、その財政措置の問題は、たまたま首都圏及び近畿圏の財政措置の法律がありますから、

やつていくことでスタートするについては、特別支障はないという見解のもとに、この法律をそのまま適用していくことになると思うのです。

しかし、確かにそのとおり適用期間が首都圏及び近畿圏とずれる問題はあるのであります。したがつて、私は、仕事の進捗状態というものを見な

がら、これは必ずしも五十年度のその時点へいかなければわからないと考へる必要はないと思うの

であります。が、五十年度というもので一応起債の発行は認める。それで特例の利子補給等はたしか

五十五年となつておると思うのですけれども、早

いものは七年間の特例措置を受けるわけであります。おそらく発行したものはたしか五年間の適用を

受けられる。そういうものも含めて考へますと、ある時点に至つてこの法律の適用を中部圏につい

て検討すべき時期が当然あるべきものだ、こういふように考へておるわけであります。

○古屋委員 大石政務次官から、確約とはいかないかたが、検討はすべきだというお話をあります

たが、お話の様子を伺いましても、ほとんど確約しておる検討である、こういうふうに私は解して

いるものとの重複の問題について、具体的にどう

いったが、検討はすべきだというふうなことは起こり得ないと思います。

○長野政府委員 重複する場合もあり得るということですか。

○古屋委員 重複する場合は、原則的にはな

いと思います。次元が違いますから、そういうふうに思ひます。

○古屋委員 重複する場合もあり得るということですか。

○長野政府委員 七億と申しますのは、いま五

五圏域でございますが、それを指定をしておりま

して、それに對して一年一千万円、二年二千万円

といふようなことがござりますから、その点をさして言われておるのじやなかろうかと思います。

○古屋委員 重複する場合もあり得るということですか。

○長野政府委員 重複する場合は、原則的にはな

いと思います。次元が違いますから、そういうふうに思ひます。

○古屋委員 重複する場合は、原則的にはな

いと思います。次元が違いますから、そういうふうに思ひます。

○長野政府委員 実はその当時のお話は、折衝の過程の中でのものが入つておるのじやないかと思ひます。したがつて、それより少し落ちると思ひます。ただそれ以外におきましても、ほかの起債で広域市町村圏関係の事業には三十億を予定しております。

町村圏関係の単独事業には三十億を予定しております。ただそれ以外におきましても、ほかの起債で広域市町村圏関係の事業に充てていいものにつきましては、優先的に振り向けてまいりたい、こう考えております。

○古屋委員 それでは最後に、自治大臣にひとつお答え願いたいと思いますのは、中部圏は、御承知のように、都市開発と整備区域と保全区域になつております。ただいま大臣のおいでになります前に、保全区域につきましていろいろお伺いいたしましたところ、まだ慎重に、非常に広く日本につきましては、具体的な施設計画等もできておるようあります。ただいま大臣のおいでになります前に、保全区域につきましていろいろお伺いいたしましたところからこの保全区域の指定をしたいという観点からこの保全区域の指定をしたいということ、慎重に地方の意見を聞いて保全区域の計画をつくり、そうして四十六年度で予算化したいというような中部圏のほうの話でありますので、この点は開発整備長官の根本長官も「中部山岳地帯はじめ臨海部などの自然景観は最も美しい日本の観光資源だ。単に観光的な価値だけではなく、国民的ないこいの場として二十一世紀へ残す全国民的な貴重な資産だ。そのため、せつかくの自然をそこなわないように、秩序ある開発、整備をしなければならない。中部圏が中心になって総合的な計画を立てねばならない。保全区域は開発を抑える地域なので、地元からどんな形で保全するかといふ考え方が出でてこなければならぬ。関係県が保全計画を作ることになるが、これまで保全区域の方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。秋田自治大臣」なつてました。ところが、中部圏の保全区域は規模が雄大で、貴重な価値を持つものだけに、総合的な計画にしなければならないというわけだ。そういう計画を作るのは初めてのことであり、近く中部開発センターに協力を求めて計画作成の手法に

ついて基本的な方向を見つけたいと思っております。そのうえで行政ベースにのせて計画をまとめ、十六年度予算に間に合わせたい」というような記事も出ております。

こういうように、非常に範囲が広うございますが、保全区域というようなものに対しましても、設けるべきではないかと思いますが、この点につきまして大臣の御意見をお伺いしたい。

○秋田国務大臣 御承知のように、本法案の中には保全区域に対して特別の財政援助をいたす規定はございません。しかしながら、ただいまお読み上げになりました趣旨にありますとおり、この保全区域は貴重な日本の自然の財産でもござります。これをいかに保全するかは慎重に考慮されるべき問題であり、また同時に、至急その計画立案、策定をすべき問題でございましょう。したがいまして、この点に対する財政援助はもちろん必要な場合が十分予想されるのでございますが、それ

に對する措置はこの保全区域の整備計画の策定を持ちまして、適切な手法をもって適切な施策を施すために、われわれとしては検討を進めてまいりたいと考えております。

○古屋委員 それでは最後の一点だけは、中部圏長官が来られましてからお伺いしたいと思いますので、一応これで質問を終わらせていただきます。

○秋田国務大臣 次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案について

地方交付税法の一部を改正する法律案について

正する法律案 〔本号末尾に掲載〕

○秋田国務大臣 ただいま議題となりました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案について、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

○秋田国務大臣 ただいま議題となりました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案について、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

○秋田国務大臣 ただいま議題となりました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案について、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

財政上の特別措置に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

まず、昭和四十四年度分の地方交付税につきましては、さきに六百九十億円を減額繰り延べることを御説明申し上げます。

御承知のとおり、新東京国際空港の建設につきましては、昭和四十六年度の一部供用開始、昭和四十八年度末完成を目指として銳意推進されてい

るところであります。新空港の設置に伴い、周辺

地方公共団体等は関連する道路その他の公共施設

の整備を計画的かつ総合的に進める必要がありま

して、その財政負担も相当な額になるものと予想

されます。したがつて、この際、国が財政上の特

別措置を講ずる必要があるのであります。

これが、本法律案を提案した理由であります。

次に、この法律案の内容について、御説明申し

上げます。

第一は、財政上の特別措置の前提として必要な

周辺地方公共団体等が行なう事業に関する空港周

辺地域整備計画の決定についてであります。自治

大臣及び各事業の主務大臣は、千葉県知事が作成

する新空港周辺地域における公共施設等の整備に

関する計画の案に基づき、協議により空港周

辺地域整備計画を決定することといたしてあります。自治

大臣及び各事業の主務大臣は、千葉県知事が作成

する新空港周辺地域における公共施設等の整備に

関する計画の案に基づき、協議により空港周

辺地域整備計画を決定することといたしてあります。

第二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第二十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第二十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第二十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第二十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第二十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第二十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第二十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第二十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第二十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第二十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第三十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第三十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第三十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第三十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第三十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第三十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第三十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第三十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第三十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第三十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第四十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第四十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第四十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第四十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第四十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第四十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第四十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第四十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第四十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第四十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第五十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第五十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第五十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第五十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第五十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第五十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第五十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第五十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第五十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第五十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第六十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第六十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第六十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第六十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第六十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第六十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第六十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第六十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第六十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第六十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第七十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第七十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第七十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第七十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第七十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第七十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第七十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第七十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第七十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第七十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第八十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第八十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第八十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第八十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第八十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第八十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第八十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第八十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第八十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第八十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第九十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第九十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第九十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第九十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第九十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第九十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第九十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第九十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第九十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第九十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百一十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百一十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百一十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百一十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百一十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百一十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百一十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百一十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百一十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百二十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百二十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百二十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百二十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百二十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百二十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百二十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百二十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百二十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百二十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百三十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百三十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百三十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百三十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百三十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百三十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百三十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百三十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百三十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百三十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百四十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百四十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百四十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百四十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百四十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百四十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百四十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百四十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百四十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百四十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百五十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百五十一は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百五十二は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百五十三は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百五十四は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百五十五は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百五十六は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百五十七は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百五十八は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百五十九は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

第一百六十は、国と地方との負担割合の特例についてであります。

ている。隣のほうには首都圏整備法がありまして、これは中部圏のほうと重複しないようですが、いま一つの隣のほうには近畿圏整備法があります。福井、滋賀、三重、これらの地域は近畿圏整備法の区域にも入っていますし、また、この中部圏整備法の区域の範囲にも入っている。片や北陸地方開発促進法あり、片や重複する近畿圏整備法あり、こういうことはおかしいと思うのですが、なぜ同じ地区を二重にも三重にも塗らなければならぬのか、この点は自治大臣、一体どういうことなんですか。

○秋田国務大臣 各省から時間的に、いろいろの発想に基づき、基本は同一でございますが、いろいろの観点から地域開拓の構想が出来まして、いまのような結果になつたと思いますが、これらにつきましては、やはり整理統合が必要でございまして、それに関連する会議もござりますので、その会議の検討によって整理はすべきである。しかしながら、趣旨は同一の趣旨で、その間の矛盾はないものであるが、とにかく整備はしていかなければならぬ、こういうふうに思つております。

○山口(鶴)委員 どうもお役所のセクションナリズムにとらわれたような大臣の御答弁ですけれども、法律ができていきました時代も違うから、そういうわけで二重、三重になつていったのかと思いまます。首都圏整備法が昭和三十一年ですか、それから近畿圏整備法が三十八年、中部圏の整備法が四十一年、そういう時代の差もあるからそなつたんだろうとは思いますが、ただ常識から考えまして、同一地域が二重にも入るというのはおかしいと思うのですね。したがって、近畿圏整備法が三十八年にかけて、中部圏整備法を四十一年につくるときに、それでは福井県は一体どっちにするのか、滋賀県はどうするのか、三重はどうするのかというところくらい、この法律作成の段階できちつと話し合ひをし、きまりをつけて、そうしてあとから出す中部圏整備法でどうしても福井を入れる、滋賀を入れる、三重を入れるということならば、今度は近畿圏整備法からそれをはずすと

か、そういうことは当然私はなし得ることじやないかと思うのですが、それをせぬで置いて、一つの地域が二重にも重なるということは、これは非常におかしいと思うのです。

わが地方行政委員会の先輩の門司委員がかねがね言うのですが、こういった地域開拓法は百十ある、除夜の鐘の百八より二つ多いというのです。そうなれば、これは二重にも三重にも四重にもいろいろなものが重なつてくるということにもなるだろうと思う。こういう点は、大臣、やはり整備をすべきじゃありませんか。百十も開拓関係の法律があるが、また新たに今度は過疎立法を議員提案で何とかしてくれといふことを言っておられるわけですが、そういう点は、大臣、やはり整備をすべきものについては、一応けじめをつけなければならぬ。そういうことは当然閣議でも問題にして内閣でやつたらどうか、こういうような提案をして、百十も各種の開拓法がばらばらにあって、私は自治大臣やつてしまふべきだと思うのです。が、御所信のほどを承つておきたいと思います。

○秋田国務大臣 ただいまも検討したいと申し上げました。お説のとおり、整備をいたし、その間の脈絡統一をはかりながら重複を避けるようにいたしたいと思いまして、検討の結果成案を得れました。首都圏整備法が昭和三十一年ですか、それから近畿圏整備法が三十八年、中部圏の整備法が四十一年、そういう時代の差もあるからそなつたんだろうとは思いますが、ただ常識から考えたのですが、大臣は、検討した結果成案を得ればそれで重複しているわけでございますが、その中のたとえば具体的に都市開拓区域の指定というようなものにおきましては、京阪神地方を中心として考えました場合の福井県の都市開拓区域とそれから中京圏を中心いたしまして考えました都市開拓区域というものはおのずから区域に差がございませんので、その分につきましては、食い違つて

いるわけですね。

○小林政府委員 区域そのものは完全に重複しているわけでございますが、その整備計画の作成にあたりましては、近畿圏と事務的な調整をしてつづついるわけですね。

○山口(鶴)委員 現実には地図の上で区別はされないわけですね。

○小林政府委員 区域そのものは完全に重複しているわけですが、その整備計画の作成にあたりましては、近畿圏と事務的な調整をしてつづついるわけですね。

○山口(鶴)委員 法律では重なつてはいるが、区域の指定、開拓計画あるいは整備計画、それから保全区域ですか、そういう指定では重複しているものはない、こういうふうに理解してよろしいわけですね。

○小林政府委員 中部圏の区域と近畿圏の区域とは重複しているわけでございますが、その中のたとえば具体的に都市開拓区域の指定というようなものにおきましては、京阪神地方を中心として考えました場合の福井県の都市開拓区域とそれから中京圏を中心いたしまして考えました都市開拓区域というものはおのずから区域に差がございませんので、その分につきましては、食い違つて

いるわけですね。

○大石政府委員 この地域振興立法というのは、私も具体的に一つ一つ証拠をあげて申し上げるわけではありませんけれども、形式は政府で立法したようなのも、実は議員のほうから主導的にお話が出てきているものが非常に多いのではないかというふうに私は考えられますし、そういう点は尊重申し上げて、いろいろの法律案になつていい

かというふうに私は考えられますし、そういう点は尊重申し上げて、いろいろの法律案になつていい

かというふうに私は考えられますし、そういう点は、それなりに同じ範囲のものかどうかは存じませんが、整理し得るものは整理していかなければならぬようになります。必ずしもぴしつと申します。

○山口(鶴)委員 そうするとあれですか、色が塗つてありますね。この前の国会で、白いところ

分け切つてしまふうなところまではむずかしい問題もあるうかと思いますので、議会側ともよく連絡をとつて、整理するものは整理するというふうな態度で進みたいと思います。

○山口(鶴)委員 それから、前の国会で問題になつたのですが、いわば白塗りの——白塗りといいますか、ブランクの地域ですね、こういうところは将来どうしていくつもりですか。やはり当該自治体地域の要請によつて、開発区域なりまた整備区域なりするにふさわしい地域があるならば逐次区域を改定していくというお考えはあるのでしょうか。また、当然あるだらうと思ひますが、それはどういう手順でやつていきますのか、お尋ねしたいと思います。

○小林政府委員 都市整備区域につきましては、

これは将来とも名古屋周辺の都市化が現在よりも非常に広くなりますれば、拡大が考えられるわけでございます。現在は大体四十キロ圏が大都市圏と考えておりますが、これがあるいは交通、通信の発達によりまして通勤圏が拡大すれば、拡大するところが当然考えられます。都市開発区域につきましては、これは新産都市あるいは工場整備特別地域と同様に、拠点開発という考え方でございますが、やはり拠点というのはおのずから限定をされる。したがって、全部がその都市開発区域になる、ということは制度上はあり得ないと思いますが、しかし、都市化の進展によりまして、先ほど古屋委員にもお答えいたしましたように、この区域を追加するということが制度上はあり得ないと思います。

○山口(鶴)委員 この中部圏整備法ができるのが昭和四十一年ですね。財政援助の特例の中に加えようというのが四十四年なんですが、その間三年間の期間があるわけですが、どういうわけでその三年間というのを要したのですか。

○小林政府委員 先ほど古屋委員の最初の御質問で概略お話をいたしたわけでございますが、まずこの法律によりますと、最初に基本開発整備計画を作つくるわけでございますが、これは首都圏、近畿圏におきましては政府が主導権をとつてつく

わけであります。ところが、中部圏開発整備法によりましては、これはむしろ地元のほうから案が上がつてくるという形になつております。したがつて、最初の一年間は関係県、市町村の間で案の調整をいたしまして、約一年がかりで案が中央へ出てきたわけでございます。で、中央へ出てきましたものを、今度は関係各省庁の調整に約半年になります都市開発区域等の指定に、基本計画からなります。しかしながら、法律ができましてから基本整備計画が正式に決定いたしますまで約二年かかったわけです。今回、財政援助の対象になりますので、知事が建設計画をつくるわけでございます。で、知事がそれぞれの市町村その他と相談をいたしまして原案を出してつくるのに、やはり半年かかったわけでございます。それを内閣総理大臣が承認いたしましたのは、関係省庁との調整が要りますので、これがやはり半年かかりまして、昨年の十二月にやっと建設計画の承認ができた、こういうことでござります。

○山口(鶴)委員 たいへん手間がかかつた、こういうことです。が、地方自治を尊重するという立場から、府県の意向等を聞くので時間がかかつたということは、やむを得ぬと思いますが、ただ今度の国会と一緒にかく三月までに日切れになるといふ法律、交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律という奇妙な名前の法律をはじめとして、国際空港整備法、それからこの中部圏の整備法と三つあるわけですが、こう忙しい時期に三月三十一日までに何とかこれを通してくれといふのは、出す手順が少しおかしいのじやないかといふ気が私はするのですよ。大臣、どうしてこの忙しい期間に三つもばたばた出すようなことになつたんですか。もう少し手順よくやる方法があつたんじゃないのか、こう思うのですが、国会審議といふことは、おきたいと思います。

まして、今までのいきさつ必ずしもつまびらかにいたさない点がございますが、しかし、想像いたしますに、だんだん押し迫りましてここに至つた。また、今国会になりましても、予算審議のやり方等いろいろ慣行等もございまして、やむを得ずこの短期間の中に多数の法案を御審議願うといふやむなき仕儀に立ち至つたと存じますが、最善を尽くしことに申しわけないと存じますが、最善を尽くしておるつもりでございますので、どうかあしからず御了承願いたいと思います。

○山口(鶴)委員 そうしますと、この法律が三月三十一日までに通らぬと、具体的にどういう支障が起きますか。起債、利子補給、それから補助金のかさ上げ、こういうもので一具体的にどの程度の影響が出来ますのか。ひとつこれは事務当局のほうからお答えをいただきましょう。

○長野政府委員 四十四年度の事業費総額は、先ほども申し上げましたが、四百三十三億円県の場合にございまして、そしてこれに対する地方負担額は百三十五億円を見込んでおり、特別地方債が三十億円でございます。これに対しますところの利子補給というものが、四十四年度分についてのものが後年度にわたるわけでございますけれども、これが補給漏れといいますか、そういうことに相なる。それから市町村につきましては、四十四年度の事業費総額が百七十三億円、地方負担六十一億円ばかりでございます。これに対する国庫補助率のかさ上げ約五億円ばかりのものが、本年度事業のこの法律の適用を受けませんといわゆるかさ上げがきかなくなる、こういうことでござります。

○山口(鶴)委員 いまのようなことをばらばらつと言つてもらつてもいいへん迷惑なんで、とにかく先ほど大臣にお尋ねしたように、三月三十一日までに通らぬと困る。しかも、そういう中で御無理に審議をお願いするということならば、具体的に財政的にどういう影響があるかくらいの資料は、こういうものと一緒にくつづけて提案するのを私は親切だらうと思うのですね。そういう資料

○長野政府委員 先ほど御説明の際に申し上げればよかつたのですが、「首都圏、近畿圏、中部圏財政特別措置関係資料」というのがございまして、この六ページをお開き願いますと、もう一ぺん少し復唱いたしますが、県分、市町村分という欄がございまして、この県分の中のまん中のところ、十四年度というところに「特別措置による地方債」というのがございます。この地方債が、普通の地方負担額をこえておりますものについて地方債を特別につけるというのがカツコで十一億五千九百万円となつております。このかさ上げ分を含めまして特別措置による地方債二十九億、約三十億ということがあります。これに対する利子補給といふものが、本年適用になつておりませんと、後年度の利子補給というものが受けられなくなる。それから右に市町村というのがございます。市町村は、精査をいたしますと数字が変わってまいりまして、先ほど約五億と申し上げましたが、ここにはかさ上げ額の四億二千七百万円、こういふことを書いておりますが、この点が来年度以降の精算交付ということができなくなる、こういうことでございます。

○山口(鶴)委員 私のほうがうつかりしておったといえぱうつかりしておったわけだが、しかし、財政局長、担当者が説明するのであって、こういふ資料がきておつて、かさ上げの五億なんて言つておるのであるから、これを見れば、利子補給ゼロになつておるじゃないですか、これでは。そうでしょう。だから、市町村のほうで具体的にどうなるかというのは、何ページなんですか。

○長野政府委員 この利子補給につきましては、從来首都圏、近畿圏の財政措置がとられました場合でも、初年度は、大体年度末にこの特別措置による地方債というものの許可をする一種のやり方になつておりますから、来年度になりましてから利子補給というものが始まる。したがつて、ことは利子補給額というものはゼロといいますか、

横棒になってしまふわけです。それから市町村の分も、これは来年度のかさ上げ額をここに一應推計をいたして書き出しておるということをございます。

○山口(鶴)委員 そうすると、詰めて言えば、
のかさ上げの四億二千七百万、これだけが困る、
こういうことになるわけですね。あとは引き算
ぬ、こういうわけですね。

○長野政府委員 まず県に対しましては、普通の
地方負担額をこえる部分につきまして、特別に起
債の充当率を普通の充当率以上にくつけること
になつております。これはこの法律の適用によつ
てはじめて行なわれるわけでございます。ここに
書いてございますカツコで十一億五千九百万円ト
いうのは、まさにそれをお示しをしているわけで
ござります。したがいまして、起債充当が、普通
の場合よりも、この法律の適用を受けました場合
には、充当額があえる。ふえましたものを含めま
して二十九億、約三十億の起債に対する利子補給
というものが後年度に始まつていく、こういうと
とでござります。

あれでしょ、二十三区だけを取り出して基準財政需要額、基準財政収入額を計算すれば、本来二十三区に対しては当然交付税がいかなければならぬ。交付税不交付団体ではなくて、交付団体になら

る計算になりますね。大阪市だってそうでしょ
う。交付団体でしよう。そういうことを考えれば、こういう区域だけ財政上の特例の適用除外になるということは、常識で考えておかしいような気がするのですが、この点はいかがですか。

○長野政府委員 この首都圏・近畿圏・中部圏の整備に関しては、これは都市整備という鐵道から一つは見ておるわけだと思います。したがいまして、その点では大都市圏の中のいわゆる既成市街地と申しますか、すでに都市としての整備ができました市街地といふものを問題にするのではなくて、むしろ近郊整備地域とか、そういうもののほうへ人口や産業を適正に配置をしまして、うして広域的な都市圏の中の均衡のある発展を達げさせていくようにしたい、こういう考え方だと思います。したがって、むしろ過密的なものをどう散させるというような面を含める意図もあると申

ですが、いただきました資料で、中部圏の都市整備区域設計画、都市開発区域建設設計画というのをいただきました。さつと拝見をいたしましたのでが、どうもこの計画というのは、私は少し時代に

合わないのではないかといふ気がするのですが、たとえば、一番最初の名古屋を中心とする都市整備区域建設計画、いろいろなことがざつと書いてあります、が、一番最後に「公害の防止に関する事項」というのがちよこつと書いてある。公害に対しても、は、一体この計画上私はどうなつておるかと思つて、ずっと見てみました。そうしましたら、いづれの計画も、公害防止に関する事項といふものは、おしまいにちよこつとしか書いてない。中でも長野・上田地区の建設計画のごときは公害に関する事項が全く書いてありません。それから、これは大石政務次官も近くでありますから頭を痛めていますが、富士市のある東駿河湾郡市開発区域建設計画、あれほど公害で大騒ぎになつておる地域がどうなつておるかと思うと、一番最後に「公害の防止に関する事項」というので、お行しが書いてないのですね。いま、きのうから世界各國の公害に関する社会科学者が集まつて、公

都市の時代等においては必ずしも十分注意されねばならない問題でござります。その後、これが地域開発上非常に問題であるということで、中部圏の建設計画においては公害防止に関する事項を

「公害防止に関する事項」というのは、直接の大気汚染とか水質汚濁とか工場排水の規制とか騒音防止というような対症療法治的なこと、あるいは発生源対策といふようなことの直接な対策なりと書いてあるわけですが、実は公害の基本的であります。おらんないということでおざいます。この9のントロールにあらうと思うのです。

それで、それぞれの地域におきまして土地利用というものがございまして、最初の都市整備区域に住んでいたところと工場のあるところを分離するような土地利用といふことがやはり基本でござります。おわかりになりますように、結局、住居、人間の

10 of 10

それから市町村につきましても、同じようのこととしこの法律が関係事業について適用があるということがあつてはじめて、来年度以降において補助率のかさ上げという特別の補助制度といふのが発動する、こういうことに相なります。

○山口(鶴)委員　自治省は資料についてはもううし親切につくつて、事前に渡しておいてもらいうに、大臣のほうに強く要請をいたしておきます。しゃべると出でてくる資料とすいぶん数字違つたり、説明をさらには聞かなければわからぬうではたいへん困りますので、今後の審議の都合もありますから、御要請を申し上げておきたいと思います。

それから首都圏、近畿圏、それから中部圏で、そうですが、東京の二十三区あるいは大阪市の域、名古屋市については、政令の一部で財政上の助が対象にならぬということのようですが、その理由はどういうことなんですか。二十三区だつ

あれでしょ、二十三区だけを取り出して基準財政需要額、基準財政収入額を計算すれば、本来二十三区に対しては当然交付税がいかなければならぬ。交付税不交付団体ではなくて、交付団体になら

る計算になりますね。大阪市だってそうでしょ
う。交付団体でしよう。そういうことを考えれば、こういう区域だけ財政上の特例の適用除外になるということは、常識で考えておかしいような気がするのですが、この点はいかがですか。

○長野政府委員 この首都圏、近畿圏、中部圏の整備に関しては、これは都市整備という鐵道から一つは見ておるわけだと思います。したがいまして、その点では大都市圏の中のいわゆる既成市街地と申しますか、すでに都市としての整備ができました市街地といふものを問題にするのではなくて、むしろ近郊整備地域とか、そういうもののほうへ人口や産業を適正に配置をしまして、うして広域的な都市圏の中の均衡のある発展を達げさせていくようにしたい、こういう考え方だと思います。したがって、むしろ過密的なものをどう散させるというような面を含める意図もあると申

ですが、いただきました資料で、中部圏の都市整備区域設計画、都市開発区域建設設計画というのをいただきました。さつと拝見をいたしましたのでが、どうもこの計画というのは、私は少し時代に

合わないのではないかといふ気がするのですが、たとえば、一番最初の名古屋を中心とする都市整備区域建設計画、いろいろなことがざつと書いてあります、が、一番最後に「公害の防止に関する事項」というのがちよこつと書いてある。公害に対しても、は、一体この計画上私はどうなつておるかと思つて、ずっと見てみました。そうしましたら、いづれの計画も、公害防止に関する事項といふものは、おしまいにちよこつとしか書いてない。中でも長野・上田地区の建設計画のごときは公害に関する事項が全く書いてありません。それから、これは大石政務次官も近くでありますから頭を痛めていますが、富士市のある東駿河湾郡市開発区域建設計画、あれほど公害で大騒ぎになつておる地域がどうなつておるかと思うと、一番最後に「公害の防止に関する事項」というので、お行しが書いてないのですね。いま、きのうから世界各國の公害に関する社会科学者が集まつて、公

都市の時代等においては必ずしも十分注意されねばならない問題でござります。その後、これが地域開発上非常に問題であるということで、中部圏の建設計画においては公害防止に関する事項を

害防止に對して一體どうしようかということを衆知を集めて議論をやっているじゃないですか。日本のようなこういった狭い國土、しかも、經濟が非常に成長している國土においては、いまや公害というものを抜きにした整備計画もないし、建築計画も私はないと思う。ところが、この計画全部を通じて、公害というのは一番最後に書いてあるが、金然触れてないか。名古屋あるいは東駿河川ですが、公害で大きな問題になつてゐる地域、日市だってそうでしょう。伊勢都市開発区城建設計画、四日市の公害で非常に問題になつておるころですね、これも一番最後に「公害の防止」いうので六行しか書いてない。最後の「る」といふ

のを入れて六行ですよ。こういうのは私はどう
と思うのですが、これはいかがなんですか。
○小林政府委員 実は、公害問題というのは、
較的新しい地域開発の問題でございまして、新

10 of 10

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

まさにそうなのです。町の中に工場が乗り込んでしまうような状態なのですから。しかし、これは口で言ふべくしてそれを区分することがいかに困難であるかということは、それはもうお話をされている事務次長さんみずからがよく御案内であろうと思います。しかも、昭和四十一年に中部圏開発整備法ができて、四十二年には国会で産業公害特別委員会ができる、そして公害基本法もできたわけですね。まさにちょうどこの中部圏の計画を策定されております間は、公害というものがいかに重要であります。また国会におきまして、行政当局におきましても、非常に重要な問題として浮かび上がった時期ではあります。なぜかと云つくりました。公害といふものがいかに重要でありますかと云つて、たとえば首都圏の整備計画、これは三十四年に法律ができて、計画ができたのは何年か知りませんが、相当早い時期でしょう。そういうものが公害について非常に簡単な規定しかしてないというなら、これは話がわかると思いますが、少なくとも四十一年に法律が制定され、四十四年までかかるて計画をおつくりになつたことを、先ほど御説明いたいたのでありますから、そういう時代の計画とすれば、いかにも公害というものがござなりだということだけは私は否定し得ないと思うのです。したがつて、この点はまことに遺憾に思います。今後ともその他関係行政庁とも十分連絡をされまして、公害に関する事項につきましては、より抜本的な計画をお立てになるよう強く要請をいたしておきましょう。

なつてゐる。昨年これが參議院でも問題になりまして、いや、つくります、こういうことを当時の坪川建設大臣がお答えになつたそらです。昭和四十五年度事業計画はできておりますか。

○井上政府委員 昭和四十五年度の事業計画につきましては、現在案を作成しまして、それぞれ関係の省と協議を始める段階になつております。実は昨年參議院の地方行政委員会でも問題になりましたものを四十二年度以前に大部分つくりました。本年は近郊整備地帯の一部、及び先ほどお話をになりました首都圏全域にわたります交通計画といつましまして道路、鉄道網の計画を作成いたしましたので、決定次第並行して四十五年度の事業計画も四十五年度早々には確定いたす準備をいたしております。

○山口(鶴)委員 四十五年はいつくるのですか。どうもことばがはつきりせぬので、速記の方だつて御迷惑しているのではないかと思うのですが、はつきり言つてください。

それから、四十四年は当然つくつたのだろうと思ひますが、これはどうなつておりますか。

○井上政府委員 四十四年度の分につきましては、毎年度の事業計画をつくります前提となります各地域の整備計画及び全域旅游にわたります交通計画等も前提になりますが、その作業を今年度いたしておりますので、四十四年度は事業計画は策定していないわけでございます。

○山口(鶴)委員 しかし、四十四年の第六十一通常国会で、つくりますということを大臣が言われたのですから、いままでつくつてなかつたのが怠慢だったのですから、その反省の意味も含めて、四十四年度の事業計画をおつくりになるのが当然じやございませんか。予算が通つてしまつたあとだからもうというのもしませんが、四十五年度だつてそうでしょう。予算が通らなければ、現実には事業計画できぬでしよう。だから、おそく

たつて四十五年は、反省の意味も込めて、おくれましたがつくりましたというのがあたりまえからいりますか。六十一国会の議論のたてまえからいって、四十五年はこういうわけでいつになりますが、こうお答えがあるのがしかるべきだと思うのですが、いかがですか。

○井上政府委員　おっしゃるとおり、直ちに着手すべきでございますが、法律的には、この事業計画は整備計画の実施のために必要なことになつておりますし、その前提となります各地域の整備計画及び全域にわたります交通計画等を策定した上でつくることになつておりますので、実質の四十四年の事業等につきましては、いろいろ調査をし検討いたしておりますが、法定計画として決定いたしますためには、前提となります基本のほうの整備計画の策定を要します。それに実は時間をおいておりまして、現在のところほぼ成案を得ましたので、それに基づきまして四十五年度はつくりなさいというわけでございます。

○山口(錦)委員　いまの答弁は不満ですが、あとから首都圏整備委員長でもある建設大臣が参る子うですから、そのときあらためてお尋ねすることにして、一応これでやめます。その問題だけ保留しておきます。

○菅委員長　山本弥之助君。

○山本(弥)委員　ただいま山口委員からすでに問題点の所在を御質問申し上げておりますので、私は重複すると思うのであります、ます経済企画庁に地域開発のことでお聞きしたいと思うのであります。

先ほど大石政務次官からも御答弁があつたと聞きましたが、いわば資源の総合開発型の地域と、もう一つは、経済の伸展に伴つて、東京でございますが、そこの都市の整備といふことをどうするかという考え方にも立つてお方から発足した、簡単に申し上げれば、過密地帯と過疎地域をどうするかという考え方にも立つてお思ひますが、そういう意味で立法がなされたと

思うのであります。したがいまして、資源の総合開発型の立法をいたしましては、昭和三十二年の東北開発促進法、それに次ぎまして三十四、五年ころに北陸、中国、四国、九州というようにできましたと思うのであります。一方、三十一年ですか、首都圏ができ、相次いで近畿圏ができ、そして中部圏が最近、昭和四十一年にできました、こう思うのであります。私、その結果において考えますと、中部圏の構想というのは、一番進んだ構想ではなかろうか。先ほど山口さんの御指摘があつたのでありますが、いわば名古屋市を中心とする過密地帯と、それから裏日本の、今まで北陸開発促進法の適用区域とが一つとなりまして、そして中部圏の開発整備法というものができたということとは、新しい趨勢を示すのじやないかというふうに考えておりまして、重複の点はともかくいたしまして、私はそういうふうな考え方で今後考えていかなければならぬ、こう思うのであります。

しかし、いざれにいたしましても、すでに名古屋で、そういうふうに從来の資源の総合開発型の北陸開発促進法の適用区域と、それから首都圏、近畿圏と同じような考え方方に立つた、太平洋岸を中心とする区域、こういうふうにやらざるを得ないという事態が、今日地域開発を吟味しなければならぬといふ時期にきておるのでないか、かようになりますから、從来、議員立法としていたしましたものを、これらと関連してそれぞれの立法を再検討して、國土全体の格差をなくしながらの開発をはかつていくといふような操作は、いまの議員立法の経過を見てまいりますと、私はそら簡単にはまぬのじやないか、こういうふうに考えるわけであります。

したがつて、経済企画庁として、あらためてこの複雑化しております議員立法について、早急に再検討すべき時期にきておるのじやないか。このことはすでに昨年の六十一国会の過疎地域の問題

のときにも、私、多少触れ、また門司先生からも、地域開発の機構が複雑多岐にわたつておるということは十分指摘になり、それぞれの効果についても疑問を持たれて再検討を要望せられたということもあつたわけです。現在、経済企画庁としてどういうふうにお考へになつておられるか、この点をお伺いいたしたいと思います。

○角田説明員 ただいま先生から御指摘のあつたとおりでございまして、私ども去年の四月に新全

総計画をつくりました。その考へ方としましては、今まで先生から御指摘のありましたような

各地域は、資源開発型の開発といふようなことで

はなしに、新しい交通通信網の整備をいたしました

全国の基本的な骨格形成をいたしますと、開発

の可能性が全国にわたつてしまひます。今まで

みたいにそれぞれの地域で考へるのではなくて、

全国の地域でものごとを考えいくということで

ございます。したがいまして、今まであります

地域立法が全部が非常に問題があるといつわ

けではございませんけれども、全体を含めまして

再検討すべき段階にきておるということで、これ

は第三部にも指摘しているところでございまし

て、目下検討中でございます。

ただ、先生御指摘のように、非常に複雑に入り組んでおりまして、計画等いろいろござります

ので、実際にこれを各省いろいろ相談しながら

なかなかすぐにというわけにはまいらないと思ひ

ななかかすぐにというわけにはまいらないと思ひ

ますけれども、少なくとも何らかの方向は早目に

出しまして、その方向に従つて今後地域開発計

画、地域開発立法関係の整備をしていきたいとい

うふうに考へております。

○山本(跡)委員 当面、中部圏の問題もことしか

ら財政的な助成法案が出ておるわけであります

が、いわば資源の総合開発の地域と首都圏の関係

といふのは、財政的措置について非常に違つてお

るわけなんです。そこでこういう財政措置が考へられる際に中部圏におきまして、先ほど御答弁があ

りましたように、北陸地方の北陸開発促進法と

違つておるわけですね。これの調整をとるとい

うの関連はそれぞれ調整をするといふ話がござい

ましたが、これは立法そのものは経済企画庁であ

り、財政の裏打ちは自治省になり、あるいは中部

圏の事務局になるということだと思うのであります

が、これは早急にそいつた中部圏の開発整備

法に手をつけるというふうなお考へはないです

か。

○小林政府委員 私からお答えするのはどうかと

思ひますのでございますが、新全國総合開発計画の第

二部におきまして、地方別の総合開発の基本構

想、その中にブロック区分をいたしてあるわけで

ござりますが、前の全国総合開発計画におきまし

ては、全国を九つのブロックに分けているわけで

ござります。この際におきましては、中部圏に該

当します分は、東海地方と北陸地方とが分かれ

て、いたわけでござります。新全國総合開発計画で

は、この九ブロックを七ブロックに統合いたした

わけでございまして、從来東海、北陸に分かれて

おりました中部圏、それから中国、四国に分かれ

ておりましたのを中四国圏といふようにまとめた

ものだと思います。したがいまして、この新全國の

考え方からまりますと、中部圏といふのは、北

陸と東海地方とを合わせたものであるというこ

とで、中部圏法と一致していると考えます。

○山本(跡)委員 いや、私の申し上げております

ことは、北陸地方開発促進法というものは現在生き

ております。それに対して中部圏といふ四十一年の立

法がある。これを一体として見ていくということ

は、私は非常に適切な方法である。それならば、

その利子の補給をする。しかし、北陸地方の開

発促進法のほうは、県に対しては公共事業の補助

負担金のかさ上げをやるという考へ方で、食い

思つております。

○山本(跡)委員 そうすると、事務的にお聞きし

ますが、北陸地方の県に対しましては、補助金

負担金のかさ上げに対する特別起債に対する利

子補給、両方とも該当するのですか。

○長野政府委員 これは北陸地方だけではござい

ませんで、いわゆる後進地域に属する府県につき

ましては、公共事業につきましての補助率の特例

措置がございます。したがいまして補助率の特例

の関係は、後進地域におきましては最高補助率が

たしか二五%アップまで行なわれることになつて

おりまして、それは後進地域に該当いたします

ところの府県にはすべてその点が該当して適用があ

るわけでございます。この中部圏に対する援助措

置といつてしましては、府県に対しては、先ほど

申し上げましたように、事業量の増大ということ

は、議員方法であるとしても、北陸地方開発促

進法といふものは、もうなくしていいのではないかといふ

いか、一体で考えていくべきではないかといふ

うな感じがするわけです。その点、これは國務大臣としての自治大臣にお伺いしたいのですが、そ

の考え方と、そういう異なつておる財政措置、それについてどういうふうにお考へになつておる

か、御意見を承りたいと思います。

○秋田國務大臣 先ほども山口先生にお答えを申

し上げましたとおり、いろいろの開発計画が重複

しております。そこで、そういうものに対する制

度の調査会議も開催をされております。それらの指

定地域に対しましては、補助金のかさ上げをして

おるかどうか。この二点をお伺いしたいと思いま

す。

○山本(跡)委員 具体的には、福井や富山や石川

といふ地域の県に対して特別の起債利子補給を

し、また補助負担金のかさ上げも両立するのかど

うかという点が一つと、もう一つは、それらの指

は他の新産、工特なんかでも同じやり方をいたし

ております。

○山本(跡)委員 先ほども山口先生にお答えを申

し上げましたとおり、いろいろの開発計画が重複

しております。そこで、そういうものに対する制

度の調査会議も開催をされております。それらの指

定地域に対しましては、補助金のかさ上げをして

おるかどうか。この二点をお伺いしたいと思いま

す。

○秋田國務大臣 先ほども山口先生にお答えを申

し上げましたとおり、いろいろの開発計画が重複

しております。そこで、そういうものに対する制

度の調査会議も開催をされております。それらの指

定地域に対しましては、補助金のかさ上げをして

おるかどうか。この二点をお伺いしたいと思いま

す。

○山本(跡)委員 具体的には、福井や富山や石川

といふ地域の県に対して特別の起債利子補給を

し、また補助負担金のかさ上げも両立するのかど

うかという点が一つと、もう一つは、それらの指

定地域に対しましては、補助金のかさ上げをして

おるかどうか。この二点をお伺いしたいと思いま

す。

して、補助率のかさ上げというものは行なわれるることに相なります。

○山本(弥)委員 結局、先ほど申し上げましたように、資源の総合開発をしなければならぬというお考えになつた地域と、それから整備をしなければならないという首都圏、近畿議に類似をする地域とを一緒にした中部圏というものができておられる。その場合に、いわゆる開発をしていかなければならないという地域については、その地域が指導さればなりませんと、県におきましては、補助金、負担金

○秋田国務大臣 ただいま御指摘のような、九州とか四国というような方面における中核都市に対する整備、あるいは開発計画等に関連いたしましては、これはやはり広域市町村圏の構想によつて、その中に吸収し援助をしていく。したがつて、地方交付税なり地方債の中において十分考慮をいたして、それらの地域の開発、あるいは地域住民のための施設の整備、こういうものをはかつていきたい、こう考えております。

する区域なんですね。その区域がいわゆる大都市と一体となつてやろうという構想そのものは、その地域は県に対しても二重の助成をし、市町村に對しては補助金、負担金のかさ上げをしよう、こういうことなんですね。それはいいことだと思います。そうすれば、残された東北などとか四国、九州というもののいわゆる地域中心都市といふものは、同じ開発を必要とする地域でありますから、現行制度におきましては、何らの法律的な助成を受けていない。県が補助金、負担金の財政力は弱いという後進地域であるがゆえに、その立場に立つて助成をすることだけなんですね。そうすれば、開発地域は、県は補助金、負担金のかさ上げ等特別起債の利子、補給までやつてやろうという中部圏の構想を拡大いたしますと、今日交通網の整備によりまして圧縮されるのじやないか、日本國土というものは相当圧縮される。そうなれば、当然、東北、四国、九州といふところは、県に対

ぬ場合も出てくると思うのです。それらに
対して広域市町村圏として配慮するということは
わかるのですけれども、しかし、補助金なんかの
かさ上げにしても、広くその都市も、重点は住宅
とか道路とか下水道などあるいは港湾とか都市
公園とか、そういった生活環境を中心を置いたこ
となんですね。そうなれば、当然開発を必要とす
る区域の住宅問題あるいは地方道の問題あるいは
公園の問題、下水道の問題というのも、中部圏
の発想に基づく北陸地方と同じような構想を拡大
すべきではないかというふうに私は考えるわけで
す。ですから、今日議員立法として、たとえば東
北だと四国、九州の国会議員から中部圏構想の
開発法に変えようじゃないかという考え方方が出て
いるのは、私はそういう財政上の措置の不均衡を
是正したいということに出ていると思うのです。
しかし、今後の体制は新しい発想でいくべきであ
る。それは大臣の言われるような広域市町村圏と
いう構想では解決できない、もつと大きくこの問
題を解決していかなければならぬ、私はかよう
に考へるわけです。

する区域なんですね。その区域がいわゆる大都市と一体となつてやるうという構想そのものは、その地域は県に対しては二重の助成をし、市町村に對しては補助金、負担金のかさ上げをしよう、こういうことなんですね。それはいいことだと思います。そうすれば、残された東北などか四国、九州というもののいわゆる地域中心都市というものは、同じ開発を必要とする地域でありますから、現行制度におきましては、何らの法律的な助成を受けていない。県が補助金、負担金の財政力は弱いという後進地域であるがゆえに、その立場に立つて助成をするということだけなんですね。そうすれば、開発地域は、県は補助金、負担金のかさ上げ等特別起債の利子補給までやつてやるう、中部圏の構想を拡大いたしますと、今日交通網の整備によりまして圧縮されるのじやないか、日本国土というものは相当圧縮される。そうなれば、当然、東北、四国、九州というところは、県に対しては補助金、負担金のかさ上げも特別債の利子補給も考えなければなりませんし、まして從来何ら新産都市、工特都市以外は恩典に浴してない中心都市あるいは地域の都市に対しても補助金、負担金のかさ上げをするような方向に向かわなければならぬじやないかということを私は申し上げておるのであります。それを広域市町村圏といふ構想といふのはあるのでございましょう。それは先ほど私が申し上げましたように、過疎の問題もある程度まで解決しながら、地域住民のいわゆる社会資本の充実なりあるいは公共施設の利用の機会を考えるとちょっと違うのじやないか。場合によつては、中部圏や近畿圏、首都圏にも広域市町村圏構想といふのはあるのでございましょう。

会資本の充実たりあるいは公私協議の利用の機会を与えるという考え方のほうに重点を置いた市町村闇だと、私は了解しているのですがね。その地域の開発拠点としての中心都市を育成するという考え方とちょっと違うのじやないか。場合によつては、中心都市は、大きな周辺から集まる公会堂などいし集会所の施設をやるならば、むしろその都市以上の施設をしてやらなければならぬという、付近に対しても逆の負担を持つてやらなければならぬ

ね場合も出てくると思うのです。それらに對して広域市町村圏として配慮するということはわかるのですけれども、しかし、補助金なんかのかさ上げにしても、広くその都市も、重点は住宅とか道路とか下水道とかあるいは港湾とか都市公園とか、そういった生活環境に中心を置いたことなんですね。そうなれば、当然開発を必要とする区域の住宅問題あるいは地方道の問題あるいは公園の問題、下水道の問題といふものも、中部圏の発想に基づく北陸地方と同じような構想を拡大すべきではないかというふうに私は考えるわけです。ですから、今日議員立法として、たとえば東北だと四国、九州の国会議員から中部圏構想の開発法に変えようじゃないかという考え方方が出ているのは、私はそういう財政上の措置の不均衡を是正したいということに出ていると思うのです。しかし、今後の体制は新しい発想でいくべきである。それは大臣の言われるような広域市町村圏という構想では解決できない、もっと大きくなきこの問題を解決していくなければならない、私はかようになります。

それで、早晚、北陸地方の開発促進法というものは廢止されるべきである、そういう二重の立法による行政というものは、できるだけ簡単にすべきである。それならばその機会に、逐次東北、四国、九州の開発立法もいわば中部圏の構想に近いようなものに立法を変えていかなければならぬ。そして助成もまた同じような開発地域に対する財政援助というものを配慮すべきではないか、こういうふうに考えるわけなんです。いかがございましようか。

ある都市について、ある程度違った観点から見られておるけれども、結果としてそこにおける財政上の援助において厚薄があるじやないかということを御指摘になつておられるのだろうと思うのです。この点は、法案の立案上、違う観点から出でておりますから、そこは山本先生も御了承願つておりますが、それはそれとして、御指摘の点については、検討されるべき問題を含んでおると思います。今後大いに検討、研究してまいりたいと存じます。

○山本(弥)委員 そういたしますと、当面いわゆる過疎地域の東北、四国、九州、そういうものの中核都市に対する財政援助というものは、どういうふうにおやりになるおつもりでしょうか。財政局長からお伺いしたいと思います。

○長野政府委員 ほかの、中部圏、首都圏、近畿圏以外の都市というものを考えますと、もちろん

これらの圏域の中でも、いわゆる整備地域でありますとか都市開発区域といふものに該当しておりますのは、すべての都市ではございません。その他の都市も同じかこうかと思いますが、それ以

外の都市、それ以外の地域におきましては、新産、工特、あるいは産炭地域でありますれば産炭地域というふうな、特定のところについての特定の状況に応する援助措置といふものもあります。

それから、それ以外につきましては、やはり全体としてはこの全総計画なり何なりについておりま

すような拠点開発というのでしようか、新しい開発方式が次第に出ていくということになるわけであります。その意味で、広域市町村圏というよ

うものは、過疎対策等も含めまして、地方の中心でありますところの都市及びその周辺農村を一

体として、都市化の進展に対応して行政水準の引き上げを広域的な市町村の共同処理によつて行なつていくというような対策は、私ども今後とも進めでまいるべきものだらうと思います。そういう結果、拠点的な都市整備というものが次第に成果をあげ、整備が進められていくことになるのだろうと思っております。

○山本(弥)委員 現状を財政局長さんにお聞き

しておるのじやなくて、先ほど、北陸地方は府県

としては利子補給と補助金、負担金のかさ上げ、

両方適用されるという御答弁がありましたね。い

わば開発区域は大都市の関連において、そういう

ことは、非常に中部圏としてはいい。それなら

ば、そのほかの開発区域は、後進地域の財政力の

貧弱なところ、いまほんとんどが適用になつてお

るといふことがいわれておりますが、それは補助

金、負担金のかさ上げだけを受けておる。しか

しながら都市対策としての都市施設の計画的

な整備というものが、基本的に必要だという考

えをとつておりますから、そういう面につきまし

ても、時代の要請に対応いたしまして、できるだ

け交付税、起債等の措置を通じまして、対応して

まいつておるわけでございます。来年度におきま

しても、地方財政計画でもその点を留意しておる

のござりますが、今後とも、それだけではなく

さらには、むしろそういう地域の中核都市の補助

差を是正し、そして均衡のある発展を必要とする

のぞましいことがあります。そこで、私は、国土全体の格

域、開発の方向というものに即しながら考えてい

ましいのじやないか。そういうことを今後十分御

配慮になるのかどうか、この立法を機会にそい

う方向に向かう努力をなさるのかどうなのか、こ

れをお聞きしているわけでありまして、複雑に

かりませんが、各地方の開発促進法から、補助な

り負担の特別な制度というものは、実は後進地域

のかさ上げのときに整理をされまして、全部後進

地域のほうに入つております。したがつて、後進

地域に該当します府県については、こういう地域

開発法とは関係なく、公共事業の補助率のかさ上

げが全部適用になつております。その点は私の説

明が不十分であつたと思っておりますので、補足させて

いただきますが、ほかの点につきましては、新

産、工特等のところは、それが該当する、それ以

外のところは該当しない、そして府県については

後進地域のかさ上げによる公共事業の補助率のか

さ上げがある、こういうことで一応適用されてお

ります。その間に広城市町村圏あるいは過疎対策

というようなものを通じて拠点的な都市の整備を

はかつていく、こういうことに相なろうかと思いま

す。

○山本(弥)委員 現状を財政局長さんにお聞き

しておるのじやなくて、先ほど、北陸地方は府県

としては利子補給と補助金、負担金のかさ上げ、

両方適用されるという御答弁がありましたね。い

わば開発区域は大都市の関連において、そういう

ことは、非常に中部圏としてはいい。それなら

ば、そのほかの開発区域は、後進地域の財政力の

貧弱なところ、いまほんとんどが適用になつてお

るといふことがいわれておりますが、それは補助

金、負担金のかさ上げだけを受けている。しか

しながら新産都市、工特都市以外の、その県

の中心になって今後開発促進をやらなければなら

ない都市は、北陸地方の都市のような区域の指定

を受ければ、補助金、負担金のかさ上げがあると

いう配慮がなされていない。私は、国土全体の格

域、開発の方向といふものに即しながら考えてい

ましいのじやないか。そういうことを今後十分御

配慮になるのかどうか、この立法を機会にそい

う方向に向かう努力をなさるのかどうなのか、こ

れをお聞きしているわけでありまして、複雑に

かりませんが、各地方の開発促進法から、補助な

り負担の特別な制度といふものは、実は後進地域

のかさ上げのときに整理をされまして、全部後進

地域のほうに入つております。したがつて、後進

地域に該当します府県については、こういう地域

開発法とは関係なく、公共事業の補助率のかさ上

げが全部適用になつております。その点は私の説

明が不十分であつたと思っておりますので、補足させて

いただきますが、ほかの点につきましては、新

産、工特等のところは、それが該当する、それ以

外のところは該当しない、そして府県については

後進地域のかさ上げによる公共事業の補助率のか

さ上げがある、こういうことで一応適用されてお

ります。その間に広城市町村圏あるいは過疎対策

というようなものを通じて拠点的な都市の整備を

はかつていく、こういうことに相なろうかと思いま

す。

○山本(弥)委員 大臣も四国だと承しておられます

が、大臣も四国だと承しておられます

が、それをお聞きしておるわけです。新

産都市もこれは必ずしも後進地域ばかりではない

わけです。中部圏には三つくらいある。工特地域

も含まれておるというわけで、新産都市、工特都

市というものは政治的な配慮があつたのかどうか、

全國均衡にばらまいておるというかつこうなんで

すね。そうすると、それに漏れた開発拠点都市と

市といふのは何ら配慮がなされていない。そうすれば

、当然そういうことに対する財政上の特例とい

うような配慮がなさるべきである。こういうふう

に考へるので、その方向に向かわれるのかどう

か、それをお聞きしておるわけです。

○長野政府委員 これは新産、工特以外の都市等

につきましては、現在、お話をございますよう

に、地方のそれぞれの開発の拠点であることは間

違ひございません。したがいまして、そういう開

発拠点としては都市施設の整備という問題につき

まして、いろいろ大きな財政需要をかかえている

ことも御指摘のとおりでございます。そういう意

味では、中心都市としての役割りにふさわしい事

業の遂行に支障のないようにしていくべきではな

いか、こういうお考へだと思います。自治省とし

ては、かねてから都市対策と申しますが、そういう

意味では、人口急増地域に対しますところの特

別な事情にも対応する、過疎地域にも対応する、

しかしながら都市対策としての都市施設の計画的

な整備というものが、基本的に必要だという考

えをとつておりますから、そういう面につきまし

ても、時代の要請に対応いたしまして、できるだ

け交付税、起債等の措置を通じまして、対応して

まいつておるわけでございます。来年度におきま

しても、地方財政計画でもその点を留意しておる

のござりますが、今後とも、それだけではなく

さらに特別な措置を講ずべきであるかないか

も包含して、そこも救つていこうという考え方、

恩典が少ないという結果すら出る。

そういうことから考へますと、十分具体的に、

経済の進展に伴つて國の考へおるところが救わ

れるような立法が好ましいのです。それがめんどう

だからといって、いつまでもほうつておくわけ

にはいかない。政治は直ちにそれに対応する姿勢

が必要だ。その意味において、中部圏といふの

は、いわばいままで別立法区域であったところ

も包含して、そこも救つていこうという考え方、

それから、先ほど北陸地方の開発促進法に特別な助成措置があるといふうなお話があつたようですが、現在は、先ほど私が申し上げました申し上げ方がちょっと足りなかつたのかとも思いますが、それはそれとして、御指摘の点について検討、研究してまいりたいと思います。今後大いに検討、研究してまいりたいと存じます。

○山本(弥)委員 そういたしますと、当面いわゆる過疎地域の東北、四国、九州、そういうものの中核都市に対する財政援助というものは、どういうふうにおやりになるおつもりでしょうか。財政局長からお伺いしたいと思います。

○長野政府委員 ほかの、中部圏、首都圏、近畿圏以外の都市というものを考えますと、もちろん

これらの圏域の中でも、いわゆる整備地域でありますとか都市開発区域といふものに該当しておりますのは、すべての都市ではございません。その他の都市も同じかこうかと思いま

す。

○山本(弥)委員 後進地域のかさ上げによる公共事業の補助率のかさ上げが全部適用になつております。その点は私の説明が不十分であつたと思っておりますので、補足させて

いただきますが、ほかの点につきましては、新産、工特等のところは、それが該当する、それ以

外のところは該当しない、そして府県については

後進地域のかさ上げによる公共事業の補助率のか

さ上げがある、こういうことで一応適用されてお

ります。その間に広城市町村圏あるいは過疎対策

というようなものを通じて拠点的な都市の整備を

はかつていく、こういうことに相なろうかと思いま

す。

○山本(弥)委員 大臣もそういうお考へで、將

來大蔵も四国だと承しておられます

が、それをお聞きしておるわけです。

○長野政府委員 大臣も四国だと承しておられます

が、それをお聞きしておるわけです。

○山本(弥)委員 それをお聞きしておるわけです。

○長野政府委員 これは新産、工特以外の都市等

につきましては、現在、お話をございますよう

に、地方のそれぞれの開発の拠点であることは間

違ひございません。したがいまして、そういう開

発拠点としては都市施設の整備という問題につき

まして、いろいろ大きな財政需要をかかえている

ことも御指摘のとおりでございます。そういう意

味では、中心都市としての役割りにふさわしい事

業の遂行に支障のないようにしていくべきではな

いか、こういうお考へだと思います。自治省とし

ては、かねてから都市対策と申しますが、そういう

意味では、人口急増地域に対しますところの特

別な事情にも対応する、過疎地域にも対応する、

しかしながら都市対策としての都市施設の計画的

な整備というものが、基本的に必要だという考

えをとつておりますから、そういう面につきまし

ても、時代の要請に対応いたしまして、できるだ

け交付税、起債等の措置を通じまして、対応して

まいつておるわけでございます。来年度におきま

しても、地方財政計画でもその点を留意しておる

のござりますが、今後とも、それだけではなく

さらに特別な措置を講ずべきであるかないか

も包含して、そこも救つていこうという考え方、

恩典が少ないという結果すら出る。

そういうことから考へますと、十分具体的に、

経済の進展に伴つて國の考へおるところが救わ

れるような立法が好ましいのです。それがめんどう

だからといって、いつまでもほうつておくわけ

にはいかない。政治は直ちにそれに対応する姿勢

が必要だ。その意味において、中部圏といふの

は、いわばいままで別立法区域であったところ

も包含して、そこも救つていこうという考え方、

これは私、立法の考え方としては非常におもしろいし、いい方向だと思う。そうすれば、それを交通の体系の整備によって、ずっとこの地域は確実に進んでいく感じがすると思うのです。そのときに当然配慮すべき地域について、十分財政的にも、これは補助金のかさ上げだとか、あるいは起債の利子補給という問題ばかりでもないと思います。あるいは交付税の問題もございましょうし、その他の問題もあるうかと思いますが、そういった記

○山本(説)委員 時間がございませんので、結論だけお願ひしたいと思いますが、経済企画庁に先ほど申し上げましたように、地域立法が非常に複雑多岐にわたつておるという現状にかんがみまして、早急にこれを全般的に検討を加えるといふことをややりになるのかどうかという点の、御答弁を願いたいと思います。

うかという御議論、私どもまだ内部でいろいろ詰めておりますけれども、いずれにしても國の上のほうから計画をつくるのではなくて、ブロック車位なりの方向を考えましての地方の御意見を十分取り入れた計画でものごとを進めていく。計画としてはそういうふうな考え方でいいたらどうだろうか、これはまだ基本的な方向ではございませんけれども、そういうふうな方向で検討すべきではなかろうかというふうなことで、私どもいま検討をしているわけでございます。

なおその場合に、先ほど申し上げましたよら

後もこの傾向は続くと見なければならないわけです。この中部構想は何を目的とするのかという点については、一応私はわかります。ですがけれども、現在のこの法体系あるいは財政の状態の中では、はたしてこの整備計画と建設計画が目標どおりできるかどうか、非常に疑問に思うわけでですね、高度経済成長政策が今後も続く限り、大都市に人口と産業が集中するということ、これがずっと続いているければ、均衡ある発展という中部構想はくずれてくるのではないか。この点について大臣、どうお考えになつておられるのか、大臣の所信を

○秋田国務大臣　いま山本先生からのお話は、要するに、本法等により過密対策のほうはまことにいい方向にいっておるから、それは賛成だ、しかし、過疎対策のほうが片手落ちになりはしないか、その心配がある、というような問題の形に整備すると、私はしろうとですから、わかりやすくいのではないかと割り切つたのですが、そこで、東北だととか、あるいは四国の中のそういう広域市町村圏の施策の中で考えられておるような都市及びその周辺、そういう方面については考慮すべきであるということは、よくわかります。またそこに、一つの法案がもし通過すれば、そういう問題がさらに一そう浮き彫りにされるべきであるといふ御指摘の点についても、よくわかります。しからば、そういう地域に対する財政援助の方法を形式

促進法ができましてから相次いで四国、九州、中國に及びましたように、同じような傾向になると 思います。いわば財政的の配慮が不十分であると いうことによりまして、いわゆる中部圏方式とい うことにして議員立法という動きがある。これは当然なことであります。しかし、そのことは本来そ の地域の開発を国との協力において、当然府県もあ り市町村なりが十分配慮すべきにもかかわらず、 いわばその圏域の長に大臣のだれかを持ってくれば、補助金その他を多く持つてこれるんだというう ような、地方自治に逆行するような考え方方に立つ あり方はよくない。これはあくまで自主的に、地 域の特質に沿ったような方法で自主開発をやるべきである。当然国の協力も必要である、國の配慮も が望ましい。そういう地方自治を後退させるよう な方向でいくことはよくないというふうに私どもは 考えておるわけであります。したがって、今後も 九州、四国も同じような動き 東北地方も同様の動きをするべきである

に、いまの資源開発型の、どこにでも資源があれば開発するという形では、これからは非常にぐあいが悪くなりますので、ブロックの中でも大規模なプロジェクトを、たとえば工業基地あるいは農産基地あるいは高生産の米作地帯というふうなもの、それぞれの特性に応じた開発を行ないまして、それに伴います必要な財政措置等も、これは何らか将来必要になってくるというふうなこともありますて、地域計画法とあわせまして、財政法等につきましても、これは私ども単独でできませぬんが、自治省あるいは大蔵省と御相談いたしながら、これから詰めていこうというところだござります。先生の御趣旨に沿いまして、検討を進めたいと思います。

まず承つておきたいと思います。
○秋田国務大臣　お説のとおり、過密の傾向とうものは今後続くでございましょう。しかし、過度な過密があつてはならないというために、それを先行的に抑制し、均衡のある豊かな各地域の調和、発展を策して、この法案ができておる。かつ、都市の整備地域をた開発地域、保全地域その他地域全体にわたりまして非常な配慮もされておるわけでございます。その配慮のもとに府県及び市町村に相当の財政援助を配慮してござりますので、これによりまして相当程度所期の目的を達成得るもの、また達せ得るような運用を期さなければならぬ、こう考えております。

○齋藤実委員　大臣から、府県に対して相当財政援助を考えているということについて、御答弁がありました。これはまた後ほど質問したと思ひます。

的に、ただいま山本先生が御指摘のよう、起債の充當率の引き上げとか、あるいは補助のかさ上げとかいう方向でやるかどうかは別問題といたまして、まずさしあたりは広域市町村圏の考えております地方交付税あるいは地方債、こういうものによつてひとつ積極的に意欲的に考えていくべき方向を自治省としては打ち出すべきものであります。こう考えられます。したがつて、どのくらいのことができますか、なかなか問題ではござりますが、そういう御趣旨を体しまして、今後施策を進めるよう私としては指導してまいりたいとお

○角田説明員 お答えいたしましたとおりございまして、先生の御指摘のように、やはり今までの地域開発制度全体が、これから考えております方向と必ずしも一致しない面もございますし、特にいま先生御指摘の中部圏方式がいいかどうかを伺つて、私の質問を終わります。

〔委員長退席、砂田委員長代理着席〕
この「中部圏基本開発整備計画」の中で、「計画の目標」として「産業基盤の強化と生活基盤の整備を促進し、もって中部圏の均衡ある発展と住民幸福の向上をはかることを目標とする。」こういふふうにうたわれておりますが、まことに雄大な総合開発計画だと思います。私は、現在とってもおこります日本の経済成長率は世界の先進国として非常に高いわけですね。今まで政策的に高度成長政策が一貫をしてとられてきました。したがつて、人口と産業が都市に集中をしてきている。今

過去にこの地域開発がたくさんありましたし、現在も引き続いて各種の地域開発法があるわけですが。この首都圏に例をとってみますと、東京に人口が相当集中してきた。それに伴って住宅不足あるいは道路交通が混雑をしてどうにもならなくなっている、あるいは生活環境の貧困あるいはその他いろいろな障害が起きてきているわけでですね。一方この人口減少の地域では、あるいは防災面であるとか、あるいは学校教育、医療の問題が起きている。いずれにいたしましても、このようないきている。過密・過疎に対する配慮が最も必要だろうと思う

のです。先ほど大臣もこの点には触れられました。この中部圏については、北陸には北陸地方開発促進法、富山には新産業都市の建設、そのほかに中部圏と、いろいろ重なっている。したがって、こうなりますと、県あるいは市町村はばく大な地元負担というものが要求されてくるわけであります。こういったことが続いてきますと、中には財政負担にたえ切れなく、重荷になって、国の公共事業を返上するというところが出てきやしないかです。しかし、この雄大な計画を実施するためにほど中部圏の均衡ある発展ということはけつこうは、相当な資金の裏づけというものが必要になつてくる。ですから、単に地方自治団体に対する起債あるいは利子補給、あるいは補助率のアップといふことだけでは、私は所期の目的を達することができない。したがつて、国は相当強力な財政的な処置というものが当然考えられなければならない。この自治大臣という立場もありますしょうけれども、この中部圏の構想を実現するためには、内閣の閣僚である大臣は、相当各閣僚を督励して、中部圏の構想実現のためにやはり力を入れていかなければならぬ、そういう意味で、大臣の決意のほどをひとつ伺つていきたい。

いまさら私が申し上げ
ら比べればだいぶ低い。

そこで、今度の中部構想について、産業に対する投資と社会資本投資の割合はどういうふうに見ておられるのか。これは事務当局でけつこう

○小林政府委員 新全國総合開発計画によりますと、昭和六十年までの累積民間設備投資が二百十

兆ないし二百六十兆 累積民間住宅投資が百六十兆
ないし百二十兆、これに対しまして、政府固定投
資が百三十兆ないし百七十兆でござります。した
がいまして、民間設備投資と政府固定投資との割
合は、大体六割程度というふうに考えられますの
で、中部圏におきましても、大体同じくらいの割
合になるものと思います。

○斎藤(実)委員 またそのことについては後ほど申し上げますけれども、中部圏の次長さんから公害の問題について答弁がございました。この答弁によると、土地利用の見制によって公害を防

の規制だけでは非常に危険ではないか。たとえば大気汚染にしても、工場廃液の河川流出による公害は、土地利用には関係なく発生しておるわけで

すね。鉱山の例をとつてみれば、イタイイタイ病とかあるいは水俣病とか、さらに工場の廃液の海汚濁といふものは、海の資源及び海の利用においては、まさに危険な存在である。

ける産物の被害を防ぐことかできな
ふうにもいわれておる。具体的に例を申し上げま
すと、ノリあるいはエビの養殖等。いままでは公事
に付する措置が後手になつてゐた。公害の発生後

に對応してきた。こういう事實、ここに私は問題があるのではないかと思うのです。近代都市開発には付隨的に先行して起こる近代工業の社会懲り

もいえるものではないか。ですから、近代社会においては、その対応というものはむしろ先行的に措置をしなければ、地域住民の生活と健康を守ることはできないのではないか、こういうふうに判断

は思うのですが、次長、どうですか

○小林政府委員 先生御指摘のとおり、從来公害対策というものは後手に回っていたわけでございまが、これは必ずしも懶惰がありまして後手に

回った、あるいは怠慢で後手に回ったというふうな形ではないと思うのです。新しい技術の開発と、いうものが生産部面におきまして非常に進みまして、先ほど申しましたように、土地利用の計画をしっかりと立てまして、その工場、事業場からの公害といふのは、どのように対策を講じましても、ある

くとも新産業都市の初期におきましては、その点
形にするためには、やはりそういう発生源と人間
程度はやむを得ない、したがいまして、そういう
ようなものが周囲の住民に迷惑をかけないような
ことに対しまして、それから発生する公害という
ことが、実は十分認識されておらなかつた。少な
くとも新産業都市の初期におきましては、その点

については十分実は自覺がお互いなかつたわけでございます。近年に至りまして、その点はきわめてはつきりしてきたわけであります。
この住んでいた市街地を土地利用といふものを離するような対策はどうしても必要にならうかと思ひます。いまお話をございました、最終的には毎面の汚染等につては、伊勢湾等においても同

そこで、公害対策といいましては、大まかに申し述べますと、やはり一つは発生源の対策です。公害といふのは、やはり人間の産業活動から発生するわけであるが、大部分の工場、事業場がその部、西部におきましては、これをみんな工場にすらといふ計画で埋め立てが進行しておりましたのでござりますので、大きな問題があるわけであります。従来名古屋の南

発生源になるわけです。そこで、その工場、事業場の発生源の対策というのは、設備の更新でありますとか、燃料をいいものを使うというようなことがあります。ですが、今回の都市整備区域の建設計画におきましては、今後は名古屋の南部、西部の埋め立て地につきましては、これを工業化するという構想

とが一つでございます。
それから第二番目は、このようにいたしまして
も、必然的にどうしても起こってくる工場廃液等
は、現在の程度をもつて打ち切りまして、今後は
こういうふうな地域は、むしろ商工業なりある
いは流通基地として用いていくというように、土
地利用を変更しておるだけではござります。

のような問題がござりますが、これにつきましては、発生しました廃棄物をいかにして浄化して放流するかという問題になるわけです。これは事後処理の問題であります。これはハザルド第一義的には危険用を変更しておるわけではありません。○斎藤(実)委員 いろいろ御答弁がございましたけれども、私は、全国的に公害というものが国民生活に重大な影響を与えていくという立場で、こ

處理の問題です。これが第一事項になります。生源でございます企業の責任であると思ひますけれども、しかし、企業一つ一つが努力をいたしました。たとえば一本一本の煙突から排出いたします。これは十分配慮をしていただきたいということを申し上げておるのでございまして、ひとつその点よろしくお願いいたしたいと思ひます。

亜硫酸ガスの濃度が、かりに適法なものといつても、そういうような煙突がかりに十本なり二十本なり集まりますと、これは地域的に公害が

発生する。たとえば工場一つの廢液が、一つ一つが一定の濃度にまでかりに淨化されておりましても、工場が密集した場合においては、それが累積で、保全区域においてはまだ計画ができるまでは、せんから、ちょっとこれは別として、この九兆七千億程度というものは、これはいつごろの時点で十章どきりか。これは法によつて、地方自治

をいたしますと、やはり公害になる、こうなりますと、最終的には、公共の手でこれを何とかしなければいけない。廃液につきましては、流域下水

という金額は地元の計算なのか、この金額はある程度政府のほうもチェックをしてきめられた金額

なのが、この点の事情はどうなつておられますか。
○小林政府委員 九兆七千億という事業費は、昨
年の十二月に内閣総理大臣が承認をいたしました

○小林政府委員 これは昭和五十五年までの事業
になる、こういうことに対しても政府のほうではどういうふうにチェックするといいますか、相談がのるといいますか、その辺の政府の判断はどうですか。

各県から出でまいりました都市整備区域、都市開発区域の建設計画の中に参考といたしまして、昭和五十五年までにこの建設計画に載っている計画を実施する所としたら、その概算の見込み額はこれであるというのを区域別に計上をいたしたわけがございます。この区域別の概算事業費は、総計いたしますと九兆七千億になるわけでございまして、第一次的には知事の責任において計算をされたわけでございますが、これは内閣總理大臣が承認をいたしましたにあたりましては、参考の数字ではございますが、先ほど申しました新全國総合開発計画における政府固定資本の累積投資額あるいは從来の各公共団体あるいは国の固定資本形態

成に対する予算の伸び方等を両方からチェックいたしまして、大体当たらずといえども遠からずということであるうということで、承認をしたわけでござります。

○斎藤(実)委員　この整備計画及び建設計画は政府が認めて決定したわけですが、やはり元としてみれば、目一ぱいやりたいといふことは時代的にまた問題が起きてくるのじやないか。行政全体に影響を与えて、住民全体の信頼を失うよ
經濟の發展、進展につれて、この計画の変更を考えられるわけですね。その点どうですか。
○小林政府委員　建設計画というものは、一応確
和六十年におきまする人口、工業出荷額等を見通
しまして、昭和五十五年までの計画を書いてい
わけですが、当然現在予想されておらなか
いような新たなプロジェクトも加わることも考
られますので、その場合には、この概算事業費は
当然変わつてくるものと思います。

○小林政府委員 都市整備区域、都市開発区域につきましては、首都圏、近畿圏の計画におきまして似たような区域がございまして、この先行いいます二つの計画を参考にいたしましたために、比較的早く建設計画をつくることができたわけですがございますが、保全区域につきましては、これと先例とすべきような制度なり計画が全然ないわけでござりますので、一体どのような整備をするが適当かということを、中部圏が初めてこれをくらなければならぬ。それにはいろいろ問題、あるわけでございますが、まず中部山岳地帯の、うなところを一体どの程度保全をし、どの程度

軽々に権利制限というようなことができないわけでもござりますので、そういう事情でおくれてゐるわけでもござります。

○斎藤(実)委員 いろいろこの地域については文部省あるいは運輸省、厚生省と多岐にわたつておられますから、法に対する考え方もいろいろまた違います。ですけれども、地域総合開発という立場からいへば、やはりこれは並行して進めるべきじやないかというふうに考えるわけです。この点は早急に適正な計画をつくられるようひとつ要望しておきます。

それから、時間がありませんのであと一二点

ともあり得ると思います。そういう場合には、個別の団体の財政状況とにらみ合わせまして、交付税あるいは起債の措置を通じまして、財政の運営に支障がないように、また同時に事業の円滑なる実施ということがなし得るようにつとめてまいりたいと思います。

○斎藤(実)委員 最後に、答弁は要りませんけれども、大臣もこの中部圏の開発については非常な決意を述べておりますし、この中部圏の建設については全国的に見て非常にユニークな構想であるということもわかります。先ほど雄大な、膨大な計画を実施するためには、相當国でも財政的な援

○小林政府委員 これは昭和五十五年までの事業でござりますので、何人も正確にこれを現段階で推定できないわけでございますが、大きくとらえまして、先ほど申しましたように、新全國総合開発計画における昭和六十年までの政府投資の累計額が百三十兆ないし百七十兆といたしますと、中堅縮をいたし、さらに都市整備区域、都市開発区域にこれを圧縮して計算をいたしました場合、必ずしも過大な数字ではないというふうに考えて、承認をいたしたわけでございます。

開発をすべきかという考え方について、非常に意見が分かれているわけでございます。その場合に、開発をするということにつきましては、わりあい地元の了解は取りつけやすいわけでございますが、保全をするということになりますと、これを開發した場合に得られるであろう経済的な利益を地元が得られない場合もある。逆に申しますれば、保全を完全にやろうとするならば、何らかの法律的措置によって土地の開発権に対する制限を行なう必要があるかもしれません。そういうようなことになりますと、輕々に中部圏本部で天下り的にこれをきめるということは適当でございませんので、諸外国の実例を調査する一方、学識経験者等に委嘱をいたしまして、中部山岳地帯をどのように保全し、どのように開発すべきかということを内々調査をしているわけでございます。特に新規国総開発計画によりますと、昭和六十年程度になりますと、いわゆる余暇時間と申しますか、自由時間というものが現在の約二倍ぐらいになる、さらにモータリゼーションの進行に伴いまして、国民のレクリエーションの行動半径が非常に大きくなる、こういうことが予想されますので、こういうようなレクリエーションの需要を中部山岳地帯

帶でのどのようにこなすかというようなが、
握もまだ現在十分進んでおりませんので、そういう
う調査を十分いたしました上で、さらに地元の御
意見も十分反映をさせる形でいくべきであろう。
軽々に権利制限といつようなことができないわけ
でござりますので、そういう事情でおくれていては
わけでござります。

○齋藤(実)委員 いろいろこの地域についてでは文
部省あるいは運輸省、厚生省と多岐にわたってお
りますから、法に対する考え方もいろいろまた違
うと思うのです。でなければ、地城総合開発と
いう立場からいえば、やはりこれは並行して進め
るべきじやないかと、いうふうに考えるわけです。
この点は早急に適正な計画をつくられるようひと
つ要望しておきます。

それから、時間がありませんのであと一二点

○府県に対する起債計画は、県の財政力とかあるし、事業量の関係で一律にはいきませんが、また変わってくると思いますけれども、国の起債計画をどのようにするのか、どう考えておるのか、ますお尋ねしたい。

○長野政府委員　事業の具体的な進行状況とにらみ合わせなければならぬ問題もございますが、大体毎年度予想されますところの事業量に見合うようにいたしまして、地方債におきましても、通常の充当率でなくして、これは特別に充当率を上げておるわけでございますから、その点につきましての用意はいたしております。

○斎藤(実)委員　地方団体が起債をする場合、自治省で地方財政計画の範囲でチェックをして許可を与えておるわけですから、各地方団体が無理な借金をしないよう健全化につとめていると思うのですが、今回の措置についてはどういうふうに考えておりますか。

○長野政府委員　やはり御指摘のとおりでございまして、地方団体のこれらに対する建設事業の推進にあたりまして、そういう意味で、地方負担が一定の期間に多くなるということから、起債の充当率を上げて、その利子を補給いたしますとか、市町村に対しましての補助率のかさ上げといふことがあるわけでござりますけれども、なおまだこれでは十分でないという問題も、事業の実際の進行状況に応じましては起こつてくるということもあり得ると思います。そういう場合には、個別の団体の財政状況とにらみ合わせまして、交付税あるいは起債の措置を通じまして、財政の運営に支障がないように、また同時に事業の円滑なる実施ということがなし得るようにつとめてまいりたいと思います。

○斎藤(実)委員　最後に、答弁は要りませんけれども、大臣もこの中部圏の開発については非常に決意を述べておりますし、この中部圏の建設については全国的に見て非常にユニークな構想であるということともわかります。先ほど雄大な、膨大な計画を実施するためには、相當國でも財政的な援

助というものが必要だ、こういうふうに私は申し上げたのですが、この点をお考への中に入れて、十分ひとつ地方公共団体の負担にならないよう、効果的な中部圏の構想が実現できるよう、強く要望して、私の質問を終わります。

○**吉委員長** 岡沢完治君。

○**岡沢委員** 午前中からずっと質疑が続いておりましたので、府政委員のほうで生理的な現象のある方は、どうぞ途中で御遠慮なく行っていただきたいと思いますが、与えられた時間内で二、三點質問させてもらいたいと思います。

この法案につきましては、すでに首都圏、近畿圏の実績があるわけですが、その実績に照らして、この法案のメリットあるいはデメリットあるいは改善を要する点、全部あげることはたいへんだと思いますが、特にこの際指摘しておきたいという点がありましたら、お答えいただきたいと思います。

○**長野政府委員** この法案につきまして、メリットと申しますと、先ほど来の話がございますように、国としてもこれらの計画に基づきますところの事業の実施ということですが、大都市圏の均衡ある発展、人口及び産業の適正な配置といふような観点から、どうしても必要だという考え方には、それに対し特別な地方負担の増大を避ける意味での措置を講じておるわけであります。その点は私のほうの地方財政を扱う立場から見ますと、たしかに上げ分と申しますか、それが九十九億八千万円というようなことで、起債が特別にほかよりたくさんついていると申しますか、そういうかかつこうが一つありますと同時に、四十二年、

四十三年におきますところの府県の利子補給額でございますが、これは首都圏、近畿圏を通じましては、その下回る度合いになります。それから市町村につきましては、國庫補助のかさ上げが四十一年度から四十三年度までの間に五十四億二千六百万円というようなことになつております。その点ではまだ不十分だという御意見もありますが、一応は相当な効果がある、これが、さあどう申しても差しつかえなかろうかと思ひます。うかと思ひますが、この事業の計画そのものとこの法につきましては、全体として国の関心、関与が非常に強いわけでございます。もちろん事業そのものも、基幹的な事業でございますとか、国民经济上重要な意味を持つ事業といふことでございますから、国が措置をし、援助するとともに、この際指摘しておきましたから、國庫補助のかさ上げ率も上げて、最高二五%まで行つております。それから市町村につきましては、かさ上げ率も上り、最高二五%まで上げております。いまたとえば鹿児島県でありますとあるのは東北では秋田県でございましたが、最高限まで行つておりますから、それが制度が一般的にございますので、近畿圏とか中部圏は、もちろんある意味では財政力の高い団体を中心にしておるわけでございますが、弱い団体にはそれが適用になりますし、高い団体も含めての考え方でございますので、事業量の多さに対しまして事業の消化を便ならしめるために起債を充當し、そうしてその起債の充当率を高めておりますが、その場合も、財政力に応じまして利子補給、その他の措置をそろいう財政力の弱い団体には講じていく。こうしたこととで両方の補助率のかさ上げと起債に対する措置等でやつていただきたい。

○**岡沢委員** もう少し突っ込んで聞きたくあります。時間が関係で、法案の中身に入らせていただきまして、府県と市町村との間でこれは、財政援助の措置の内容が変わつております。これは、財政援助の措置の内容が変わつております。これが、わざわざ初歩的な質問になるかもしませんが、府県の場合は、いわゆる特別地方債、利子補給、地方債の増額といったたまえ、制度になつておりますし、市町村の場合は、国庫補助率の引き上げを、この場合まではやはり通常の事業以上に事業を行なうという団体につきまして、その財政力に見合つて、市町村に対しましては、そういう補助率のかさ上げという制度がございませんから、これに対しましてはやはり通常の事業以上に事業を行なうと正確ではございませんが、ややそういう考え方には、財政援助の措置の内容が変わつております。これも最高二五%までかさ上げをしていく。ちょうど県に対する後進地域のかさ上げを、この場合は都市開発地域に該当する市町村に持つてきましたが、新産都市等でも同じような考え方をとつております。

○**岡沢委員** 市町村に対する国庫補助のかさ上げについておりまして、市町村の場合は、国庫補助率のかさ上げ、国の負担割合の引き上げという方法で援助する。どういう理由で、こういうふうに分けられたか、あるいはその趣旨はどこにあるか、ねらいはどこにあるか。

○**長野政府委員** 府県につきましては、前にも申し上げましたように、公共事業の実施の促進をなさりますために、現在後進地域の開発のための国庫負担の特例というのがございまして、後進地域に該当いたします府県、つまり財政力の弱い府県につきましては、財政力が全国平均を下回つておられるような県につきましては、その下回る度合いができますが、この圏域におきましても同じ問題ができると思っております。それで、この圏域におきましては、かさ上げ率も上げて、最高二五%まで上げております。いまたとえば鹿児島県でありますとあるのは東北では秋田県でございましたが、最高限まで行つておりますから、それが制度が一般的にございますので、近畿圏とか中部圏は、もちろんある意味では財政力の高い団体を中心にしておるわけでございますが、弱い団体にはそれが適用になりますし、高い団体も含めての考え方でございますので、事業量の多さに対しまして事業の消化を便ならしめるために起債を充當し、そうしてその起債の充当率を高めておりますが、その場合も、財政力に応じまして利子補給、その他の措置をそろいう財政力の弱い団体には講じて、こうしたこととで両方の補助率のかさ上げと起債に対する措置等でやつていただきたい。

○**岡沢委員** もう少し突っ込んで聞きたくあります。時間が関係で、法案の中身に入らせていただきまして、府県と市町村との間でこれは、財政援助の措置の内容が変わつております。これは、財政援助の措置の内容が変わつております。これが、わざわざ初歩的な質問になるかもしませんが、府県の場合は、いわゆる特別地方債、利子補給、地方債の増額といったたまえ、制度になつておりますし、市町村の場合は、国庫補助率の引き上げを、この場合は都市開発地域に該当する市町村に持つてきましたが、新産都市等でも同じような考え方をとつております。

○**岡沢委員** 市町村に対する国庫補助のかさ上げについておりまして、市町村の場合は、国庫補助率のかさ上げ、国の負担割合の引き上げという方法で援助する。どういう理由で、こういうふうに考えておられるか、あるいは地方公営企業についてはどうか、この点をお尋ねいたします。

○**長野政府委員** これは国の補助事業等に限つてありますのは、結局補助負担にかかる事業といふのは、国家的な見地から見まして重要な事業である、そうしてそれと同時に地方負担も非常に重いといふことがありますか。

○**長野政府委員** いま申し上げましたのは、この整備計画に基づいて事業を実施するに伴いまして、基幹的な事業に付随してどうしても必要となる

数字は、表に公的なものとしてはつきり決定をいたしておりません。

○青柳委員

先ほど青藤委員の御質問に対しても、金額をあげられまして、民間関係の資金の使われるものが百三十兆から百七十兆というふうに言われたと思いませんけれども、これはやはりいまの比率を意味するものとは違うのですか。

○小林政府委員

これは新全國総開発計画におきまして、昭和六十年までの投資を政府固定資本形成と民間設備投資、民間住宅投資との三つに分けまして、投資の推計をいたしたわけあります。したがいまして、民間住宅投資の累計は昭和六十年までに百十兆ないし百二十兆、こういうように推定しているわけでございますが、政府施策住宅につきましては、政府固定資本形成総額百三十兆ないし百七十兆の中に含まれているわけです。

○青柳委員

この計画によりますと、大体四十年から六十年までの二十年間に人口の中部圏における増加は約五百五十万人くらいになると思いますが、そのうちで第一次産業関係の就業人口は六百八十万人くらい減るのでございますけれども、第二次、第三次で都市に集中される人口は約三千五万くらいふえるというように計算されておりますが、このように過密問題が、また都市問題が深刻な中で、住宅問題というのは非常に重要なことでございます。したがって、こういう点についてこの計画が必ずしも明確に方向を示しておられない。特にいま問題になっている、政府のほうから財政的な援助を特別に与えようという地方自治体の住宅問題の取り組みを、十分に行なわせると、その裏づけになる計画が、必ずしもいまの御答弁でははつきりいたしてないというふうに考えざるを得ないわけあります。

次に、先ほど申しました法律の第四条の第五号のところにあります、「公害の発生の防止に関する施設」という項でございます。これについては、

先ほど来も御論議がございました、土地をどのようになんばにするかによってその問題もおのずかたしてあります。

○青柳委員

先ほど政府固定資本形成と民間設備投資の問題で済まされることではないんじやないかと

○小林政府委員

公害対策の基本は、第一には、土地利用のコントロールであろうかと思ひます

○青柳委員

公害対策の基本は、第一には、土地の配分

○小林政府委員

公害対策の基本は、第一には、

○青柳委員

公害対策の基本は、第一には、

○小林政府委員

公害対策の基本は、第一には、

○青柳委員

公害対策の基本は、第一には、

○青柳委員

公害対策の基本は、第一には、

うにあんばいするかによってその問題もおのずから解決するような、長い御答弁がございましたけれども、これは具体的には、公害発生の防止に関する施設について一定の計画を掲げるということになつてゐるのでありますけれども、これは、やはりいまの比率を意味するものとは違うのですか。

○小林政府委員 公害対策の基本は、第一には、土地の配分を防止いたしますために、まず発生源であります。したがいまして、企業の責任におきまして、発生源の対策を立てることが必要かと思います。しかし、各企業の対策にもかかわらずなおかつ発生します公害につきましては、流域下水道でありますとか、あるいは遮断線地の造成というような公共団体の施設によりまして、これを防止するということを建設計画でうたつておられるわけですが、

○青柳委員 そのいまの施設でございますが、その施設がどういうものであるのか、どうもはつきりいたさないと思うのです。民間の経営体が行なうであろうところの施設については、これは触れていないと思うのですが、公的な意味でどういう計画を持っておられるか、それを承りたいわけです。

○小林政府委員 たとえば都市整備区域建設計画につきましては、水質汚濁防止については、抜本的な対策として広域にわたり下水道の整備をはかり、用排水系統の分離統合を推進するというの

のが掲げられておりまして、これは非常に重要な社会福祉の施設だと思うのです。こういう問題について全然触れておられないということは、ちょっと奇異な感じがいたしますが、この点はいかがでしょう。

○小林政府委員 建設計画におきましては、区域人口の増加、それから入園率、進学率の上昇に対処いたしますために、昭和五十五年までに新たに必要となります学級を、幼稚園、小中学校、高等

学校それぞれにつきまして、具体的な教室数をあげて決定をいたしております。

○青柳委員 それでは自治省のほうにお尋ねするのでございますけれども、そのようないま御答弁があつた教育施設等々についての企画といいますか、建設計画、これを踏まえた上で、国の特別な財政措置について見積もりを毎年お出しになるんだろうと思います。その額がどの程度のものになるのかということについては、たとえば四十四年度、四十五年度、最近のところでもよろしいので

すけれども、おわかりになりますか。

○長野政府委員 先ほど申し上げておきました中にもあつたわけでございますが、府県におきましては四十四年度の府県の負担額が百三十五億円でございまして、これに対しましていま申し上げました特別措置による地方債の通常の地方債ルートを越えて出します分が三十億でございます。それから市町村の負担は六十億ばかりになりますが、これに對しましてかさ上げが四億二千七百万、こ

ういうようなことに相なつております。いま御指摘になりましたよなな施設その他につきましても、全部この中に入つております。いま御指摘になりましたよなな施設その他につきましては、お話をあるようござりますが、この際お見通しで、「調査を進めているが、山間部の豪雪地帯を通じて、東海北陸自動車道の着工」のスケジュールに乗せにいく。必要度の高いところから作つて、最終的に一本の縦貫道路にする方式を考えてはどうかと思っている。」というような長官のお話もあるようござりますが、この際お見通しにつきまして、お伺いをいたしたいと思います。

○根本国務大臣 中部圏のみならず、いわゆる広域圏におけるところの総合開発の一一番ベースになるのはやはり道路、鉄道等でございます。この東海北陸自動車道につきましては、御承知のように、一宮市を起点として砺波市に至る百八十キロで相当長く、しかもこの地点が日本一番の豪雪かつ山岳地帯です。非常に工事上もむずかしい問題でございますので、いま鋭意調査を進めております。しかし、起点部分については相当程度調査も進んでおりますので、起点の部分とその関連の公

のが掲げられておりまして、これは非常に重要な社会福祉の施設だと思うのです。こういう問題について全然触れておられないことがありますけれども、それはまだわかれども、いかがでしよう。

○小林政府委員

建設計画におきましては、区域人口の増加、それから入園率、進学率の上昇に対処いたしますために、昭和五十五年までに新たに必要となります学級を、幼稚園、小中学校、高等

学校それぞれにつきまして、具体的な教室数をあげて決定をいたしております。

○青柳委員

それでは自治省のほうにお尋ねするのでござりますけれども、そのようないま御答弁があつた教育施設等々についての企画といいますか、建設計画、これを踏まえた上で、国の特別な財政措置について見積もりを毎年お出しになるんだろうと思います。その額がどの程度のものになるのかといふことについては、たとえば四十四年度、四十五年度、最近のところでもよろしいので

すけれども、おわかりになりますか。

○長野政府委員

建設計画におきましては、区域人口の増加、それから入園率、進学率の上昇に対処いたしますために、昭和五十五年までに新たに必要となります学級を、幼稚園、小中学校、高等

学校それぞれにつきまして、具体的な教室数をあげて決定をいたしております。

○青柳委員

それでは自治省のほうにお尋ねするのでござりますけれども、そのようないま御答弁があつた教育施設等々についての企画といいますか、建設計画、これを踏まえた上で、国の特別な財政措置について見積もりを毎年お出しになるんだろうと思います。その額がどの程度のものになるのかといふことについては、たとえば四十四年度、四十五年度、最近のところでもよろしいので

すけれども、おわかりになりますか。

○古屋委員長

古屋亭君

開発長官がおいでになりましたの

で、一つだけ御意見をお伺いしたいと思ひます

○青柳委員

が、実は中部圏の開発整備で一番問題になります

が、実は北陸と太平洋岸とを結ぶ交通の問題だと思ひます。それで東海北陸自動車道の問題でござりますが、中部圏開発整備計画の上ではどのように

ますが、中部圏開発整備計画の上ではどのように

お考えになつておるのか。まだ建設につきましては基本計画もまとめていないと聞いております

が、見通しについて長官の御所見をお伺いしたい

のござります。

○青柳委員

私はいまおっしゃられた額の中で、どれくらいな比重を占めるのかということを知りたかったわけありますけれども、それはまだわからぬのですか。

○長野政府委員

それは個々の事業の中をもう少

し検討しないと、いまの住宅あるいは教育施設など

いうものは、いまここでは正確にはわかりません。

かからないのですか。

○青柳委員

終わります。

付 紙

附則中第六項を第七項とし
第五項の次に次の
一項を加える。

各年度分として同条の規定により「一般会計から繰り入れるべき金額に加算するものとする」に改め、同項ただし書きを削る。

里
中

地方財政の状況にかんがみ、昭和四十四年度分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定し、あわせて補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額の一部を昭和四十五年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度分として交付すべき地方交付税について、当該地方交付税の総額から同年度分に係る地方交付税法第十条第二項本文の普通交付税の額の合算額と同年度の交付税及び譲り受け税金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額に前項の規定により同年度分の地方交付税の総額に加算された額を加算した額（以下「当初交付税額」という。）の百分比で六に相当する額との合計額を控除した額以内の額を同年度内に交付しないで、これを同法第六条第二項の当該年度の前年度以前の地方交付税額を同年度内に交付していく額として、昭和四十五年まで交付していく額として、昭和四十五年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合において、当該合計額から当初交付税額を控除した額に相当する昭和四十四年度分として交付すべき地方交付税については、同法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかるわらず、その全額を普通交付税として交付することができる。

1 2
この法律は、公布の日から施行する。
交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和十九年法律第三百三号）の一部を次のように改正

新東京国際空港周辺地域における道路その他の公共施設の整備を促進するため、これらの施設の整備に要する経費に対する国の財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

を
一人につき 七〇〇,〇〇に改める。

附則第三項の表中
一人につき 二九四〇〇

改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律案

第一類第二号 地方行政委員會議錄第五号 昭和四十五年三月十日

昭和四十五年三月十四日印刷

昭和四十五年三月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局